

余裕期間制度適用工事に関する特記仕様書

【任意着手方式】(余任)

令和 年 月

本工事は、豊川市公共工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

(定義)

第2条 この特記仕様書において「余裕期間(標準)」とは、契約締結日の翌日から着手日の前日までの最大の期間をいい、着手日とは実工期の始期をいう。

2 この特記仕様書において「実工期(標準)」とは、発注者が定める工事を実施するために要する期間、日数で、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。

3 この特記仕様書において「着手期限日」とは、工事に着手しなければならない期限をいう。

4 この特記仕様書において「全体工期(標準)」とは、余裕期間(標準)と実工期(標準)を合わせた最大の期間をいう。

(工期の設定)

第3条 本工事は以下のとおりとする。

全体工期(標準)：契約締結日の翌日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

余裕期間(標準)：契約締結日の翌日から△△年△△月△△日まで

実工期(標準)：●●年●●月●●日から〇〇年〇〇月〇〇日まで(◇◇日間)

着手期限日：●●年●●月●●日

2 受注者は、着手期限日までの休日(豊川市の休日を定める条例(平成2年豊川市条例第31号)第1条に定める市の休日(以下「休日」という。))を除く任意の日を着手日として選択し、入札後速やか(7日以内)に市へ届け出なければならない。なお、選択した着手日より、完了日が休日とならないこと。

3 工事請負契約書に記載する工期は、市へ届け出た着手日及び完了日とする。

4 受注者は、余裕期間内に工場製作、現場での測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の配置)

第4条 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の配置を要しない。

(前払金)

第5条 前払金については、本工事はゼロ債務負担行為適用工事のため、令和■年4月1日以降かつ、着手日以降に支払いの請求手続きを行うことができる。

(工事実績情報の登録)

第6条 受注者は、工事実績情報システム(CORINS)への登録申請を行う場合においては、契約締結後10日(休日を除く。)以内に登録をすること。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、「豊川市建設工事余裕期間制度試行要領」に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。